

令和7年5月26日時点で 工事中の盛土等は届出が必要になります

千葉県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年5月26日（月）に千葉県全域（千葉市・船橋市・柏市除く）を宅地造成等工事規制区域に指定し、規制を開始します。

1 盛土規制法に基づく届出

盛土規制法第21条第1項の規定により、規制区域内で、**規制開始時点で行われている一定規模以上の盛土等（盛土・切土・一時的な土石の堆積）に関する工事**については、規制区域の指定があった日から21日以内に届出が必要です。

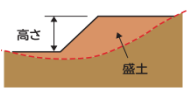
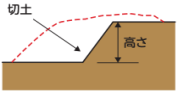
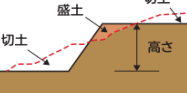
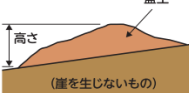
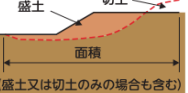
届出期限

令和7年6月16日（月）まで

2 届出が必要な盛土等の規模

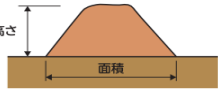
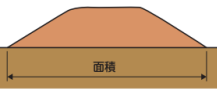
<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例・・・宅地造成、残土処分場、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）
				

※「崖」とは、地表面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積> 例・・・土石のストックヤードにおける仮置き等

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
	

※盛土規制法において許可が不要となる工事は、届出も不要となります。
詳細は県ホームページをご確認ください。

3 届出方法

届出については、所定の様式に必要書類を添付して申請窓口へ提出いただく予定です。

申請窓口、様式のダウンロード、添付書類、書類の記載方法については、準備ができ次第、県ホームページへ掲載予定です。

[県ホームページ]

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/moridokisei.html>

千葉県 盛土規制法

検索

千葉県
盛土規制法HP



4 区域指定日をまたぐ工事の対応

		区域指定日 (令和7年5月26日)	対応及び根拠条文
1	旧法の許可対象(※1)内 <small>(※1)旧法に基づく宅造規制区域内かつ旧法の規制対象規模の工事</small>	旧法又は開発許可 → 工事着手	○盛土規制法の許可、 届出不要 (附則2条2項) ※旧法または開発許可の申請中に区域指定された場合は、盛土規制法に基づく許可が必要となる
		旧法又は開発許可 → 工事着手	○変更申請や検査、行政処分等は旧法または都市計画法に基づき実施
2	旧法の許可対象外	工事着手 → 21日以内に届出	○盛土規制法に基づく 届出が必要 (法21条1項) また、同法の 許可は不要 (※2) ○変更申請や検査、行政処分等は都市計画法や他法令に基づき実施
		工事着手	○工事着手までに開発許可や他法令の許可とは別に、盛土規制法に基づく 許可が必要

旧法許可：宅地造成等規制法第8条の規定による工事の許可

開発許可：都市計画法第29条の規定による開発行為の許可

5 届出内容の公表

届出のあった内容については、盛土規制法第21条第2項の規定により、以下の事項が県ホームページで公表されます。

- ・ 工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の届出年月日、工事施行者の氏名又は名称、工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土もしくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

6 よくある質問

Q1 以前から工事を継続して行っていますが、届出は必要ですか。

A1 「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。

Q2 砂利採取法に基づく事業を実施していますが、届出は必要ですか。

A2 届出は不要です。災害の発生する恐れがない事業として、政令第5条及び省令第8条で定められた工事は、届出を提出する必要はありません。

Q3 指定日前に造成工事が完了する場合、届出は必要ですか。

A3 指定日前に工事が完了していれば、届出は不要です。

Q4 旧法に基づく宅造規制区域外において、指定日前に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受け、指定日以降に工事完了します。届出は必要ですか。

A4 指定日前に工事に着手している「2届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。工事に着手していない場合は届出不要ですが、盛土規制法の許可を受ける必要があります。

<お問い合わせ先>

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 宅地対策調査室 TEL: 043-223-3130

※メールは県ホームページからお問い合わせください。